

第3部

推進体制について

第3部 推進体制について

1 庁内体制の機能の拡充強化

男女共同参画に関する施策は、県庁各部が関連しています。また、各部の施策を立案、実施する際には、男女共同参画の視点からの検討が必要です。したがって、男女共同参画に関する施策を総合的に推進していくため、知事を会長とする男女共同参画行政推進会議を設置するなど、男女共同参画に関する府内体制を整備しており、今後も機能の強化を図ります。

また、県職員が男女共同参画についての正しい理解を深めるよう、研修機会や情報提供の充実を図ります。

2 県男女共同参画センター「あすばる」の充実強化

県男女共同参画センター「あすばる」は、男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点施設として設置しています。

男女共同参画に関する情報の提供、調査研究、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しており、今後もこれらの機能を充実させていきます。

広く県民、団体の皆さん、また、県内男女共同参画センターなどの関係機関との連携を深め、幅広い取組を推進します。

3 国、市町村、男女共同参画センター、NPO等関係団体との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、国、市町村、男女共同参画センター、大学、民間団体等が相互に連携を図り、各主体が実施する施策が相互に効率的に推進される必要があります。

特に、地域住民に身近な市町村の積極的な施策は、男女共同参画の着実な推進に大きな意味を持つことから、男女共同参画の推進に係る市町村計画の策定などについての支援を強化し、すべての市町村における計画の策定を目指します。

また、男女共同参画社会は、行政のみの力で実現できるものではありません。学習などにより県民一人一人が意識を変え、実践活動を展開していくなど、自主的な活動が大きな役割を持ちます。このため、女性団体をはじめとするさまざまな組織やグループ、N P O等との連携を図り、施策を推進していきます。

4 男女共同参画行政の推進に係る意見の聴取

(1) 福岡県男女共同参画審議会

福岡県男女共同参画審議会は、県の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べるため、福岡県男女共同参画推進条例に基づき設置しています。福岡県男女共同参画審議会では、男女共同参画計画の進行管理を県と共にを行い、県の男女共同参画施策の推進に客観的な視点で意見を述べることにより、その機能を発揮していきます。

(2) 広く県民からの意見聴取

重要な課題や施策を検討する際に、意見書提出制度やインターネット等を活用して、広く意見を募集し、県民や事業者の方の意見が反映されるよう努めます。

